

<募集要項>環境省希少種保護増殖等専門員を募集します

1 募集職種

環境省希少種保護増殖等専門員
(非常勤の国家公務員)

2 募集人数、勤務地及び業務内容

羽幌地区（国指定天売島鳥獣保護区）において1名募集を行います。

(所属する事務所)

北海道地方環境事務所

(勤務する場所)

主たる勤務場所：羽幌自然保護官事務所
苦前郡羽幌町北6条1丁目（北海道海鳥センター内）
従たる勤務場所：国指定天売島鳥獣保護区管理棟
苦前郡羽幌町大字天売字和浦48

○現地における主な勤務範囲：羽幌町

(ただし、検討会、管内会議、その他業務の実施に必要な会議・打合せ等については、必要な範囲において出張することもあります。)

○主な業務（自然保护官と連携し、次の業務を行います。）

国指定天売島鳥獣保護区に生息するウミガラスの保護増殖事業のほか、天売島など北海道海岸部の希少海鳥類の調査・保全事業及び普及啓発等の業務を行います。

【業務内容の詳細】

ア ウミガラスの保護増殖事業に関すること

- ・モニタリング調査の企画・立案・実施
- ・モニタリング画像・映像の整理・解析
- ・生態の把握や生息環境の維持・改善に資する取組の企画・立案・実施
- ・ウミガラスと共生する社会づくりに係る普及啓発の企画・立案・実施
- ・ウミガラス保護増殖検討会の運営にかかる書類作成・整理
- ・その他上記に関連する業務

イ 希少海鳥類などに関する保全対策に関すること

- ・ケイマフリ・ウミスズメなど希少海鳥類の生息状況調査、保全対策の検討など

ウ 国指定天売島鳥獣保護区の管理に関すること

- ・海鳥類に影響を及ぼす捕食者の対策に関する事（ハシブトガラス、ノネコ、ドブネズミなど）
- ・その他国指定天売島鳥獣保護区の管理に関する事

エ 情報の収集・発信に関する事

- ・地元住民・関係機関等との情報受発信
- ・国内外研究者との情報受発信

- ・情報の収集、整理、啓発用資料の作成等
 - ・関連の学会等での発表
- オ その他の希少鳥類等の保護に関する業務
- ・道北管内の希少鳥類の繁殖モニタリング等調査
 - ・環境省所管鳥獣の傷病発生した場合等の対応
- カ 北海道海鳥センターで行われる普及啓発活動の企画、参加、補助
- キ その他
- ・事務処理作業（会計・庶務等を含む。）

○募集条件

- ・動物生態学、保全生物学又は関連分野に関する博士又は修士の学位を有すること。
 - ・現地自然保護官と連携し、地域住民や関係団体等との協力のもとに行われる保護活動等の技術的指導が行える専門的知識と経験を有すること
 - ・各種フィールド調査等に関する専門的知識と経験を有すること
 - ・モニタリングカメラ関連機材等（10kg程度）を担ぎ海岸を徒歩で運搬できる体力を有すること
 - ・フェリーや小型船舶に乗船し、海上での調査活動を行えること
 - ・英語の論文読解や海外の研究者とのコミュニケーションに支障のないこと
 - ・基本的な事務作業が実施できること
 - ・即日の超過勤務に支障のないこと
 - ・普通自動車免許（雪道や砂利道の運転があります。）を取得していること
 - ・パソコンを使った電子メールによる連絡・相談、基本的なパソコン操作（Microsoft Word, Excel, Powerpoint等）及びデジタルカメラ編集ソフト、GISソフトの操作が業務において支障なく行えること。
 - ・公務に対する強い関心と、国民全体の奉仕者として働く熱意を有すること。
 - ・心身ともに健康で、任用予定期間中継続して勤務が可能であること。
- なお、以下に該当する方は、応募できませんのでご了承ください。

○日本国籍を有しない者

- 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
- * 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - * 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - * 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 雇用条件

（1）雇用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

前年度勤務実績が優良の場合、1年の任期が連續2回まで更新できる場合があります。

(2) 勤務日数

週5日勤務（原則として土曜、日曜、祝祭日及び年末年始（12/29～1/3）は休日）

業務の都合により休日出勤した場合には、振替休日・代休が与えられます。

年次有給休暇あり（ただし、採用から6ヶ月継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合）

(3) 勤務時間

午前8時30分～午後5時15分

（事情によっては早朝からの勤務もしくは超過勤務があります。）

(4) 給与関係

① 給与は日給（日給を月末締め翌月16日にまとめて支給）となります。

② 給与は別に定める給与の取り扱いによります。

日給 11,530円～14,350円（学歴・職歴等を考慮の上決定）

③ 社会保険

雇用保険（雇用から6ヶ月間加入、以後退職金で対応）、医療保険は国家公務員共済組合（短期給付）に加入、年金保険は厚生年金に加入します。

※ 18日以上勤務した月が継続して12ヶ月を超えた場合であって、引き続き同一任命権者の基で勤務する場合は、年金保険は国家公務員共済組合に加入します。

④ 手当関係

通勤手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当（6月と12月）、旅費を支給します。

※ 勤務地への赴任に要する旅費は支給しません

※ 住宅の貸与はありませんので、民間アパート等をご自分で借りて頂きます。

⑤ 退職金

18日以上勤務した月が継続して6ヶ月を超えることとなったとき以降に退職する場合に支給します。

(5) 身分・服務

非常勤の国家公務員となり、国家公務員法の適用を受けます。

在職中はもちろん退職後においても、職務上の秘密を漏らすことは禁じられています。（守秘義務）

4 応募方法

次の（1）～（2）を下記の申込先宛てにメール送付して下さい。

（1）履歴書（様式①）に必要事項を記入したもの1部（パソコン作成可）

＜記入上の留意事項＞

① 連絡先の住所、電話番号、メールアドレスを明記して下さい。

② 顔写真を貼り付けること（郵送の場合は、写真裏面に氏名を記入すること）。
※上半身、脱帽、正面から撮影のものに限る

③ 北海道以外の他地区の希少種保護増殖等専門員にも応募している、または応募する予定がある場合には、その地区名を履歴書欄外に明記して下さい。

(2)

- ① 学位（修士、博士）の取得を証明する書類（学位記のコピー又は証明書。最終学歴のもののみで可）
- ② 職務経歴書（様式②）
職務経験がある方は、これまでの職歴を主な担当業務の内容とともに、時系列で記述してください。
- ③ 過去5年以内の活動実績、自己PR等の資料（様式自由（A4、2枚以内）、執筆論文等あれば添付）
- ④ 小論文 1部
様式：A4版の所定の様式にて1,200字以内（様式③）（パソコン作成可）
テーマ：羽幌の海鳥保全に自身が貢献できること
羽幌町の自然環境の特徴や課題、想定される業務内容及び自らの活動経験等を踏まえて、希少種保護増殖等専門員としてどのようなことに貢献できるかについて記述して下さい。

5 応募期間

令和7年12月10日（水）～令和8年1月16日（金）17時（必着）

6 選考方法

(1) 一次選考

書類審査：提出いただいた履歴書及び小論文等により審査を行います。
*応募者全員に選考結果を文書にて1月23日（金）までに通知します。
*一次選考合格者には1月23日（金）までに、二次選考（面接）の日時・場所を事前に電話もしくはメールで連絡する予定です。複数回連絡を試みても連絡がとれない場合は、不合格となる場合がありますのでご注意ください。

(2) 二次選考

一次合格者に対して面接を行います。

日 時：令和8年1月下旬から2月上旬を予定

会 場：北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎3階

北海道地方環境事務所 会議室

*二次選考（面接）の際の交通費等は支給しません。

*最終選考結果については、本人宛通知します。

*なお、選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承下さい。

<問い合わせ・申込先>

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎3階
北海道地方環境事務所「希少種保護増殖等専門員公募係」宛
(電話 011-299-1954)